

## 木更津市公式ホームページ広告掲載に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、木更津市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、木更津市（以下「市」という。）が管理する木更津市公式ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理する木更津市公式ホームページをいう。
- (2) 広告 ホームページ内のWebページに表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクするバナーをいう。
- (3) 広告主 広告料を負担して、市ホームページにバナー広告の掲載をする者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主の募集及び掲載の作業を行う者をいう。
- (5) 枠 広告を掲載する場所及び権利をいう。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先Webページ内容の範囲は、要綱第3条及び木更津市広告掲載基準（平成20年7月1日制定）（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

### (広告の掲載の位置及び枠数)

第4条 広告の掲載の位置は、原則として市ホームページの指定した画面位置に掲載し、枠数はトップページの下段9枠、下層ページの右側上段（1ページ1枠で2ページ）に2枠とする。

2 前項の有料広告枠のほかに、トップページの広告効果を高めるために、トップページ上段に下段の9枠をランダムに表示する2枠を無料で設定する。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズはトップページは縦60ピクセル×横120ピクセル、下層ページは縦160ピクセル×横160ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、静止GIFまたはJPEGとする。
- (3) データ容量はトップページ 10キロバイト以内、下層ページ 30キロバイト以内とす

る。

(広告の禁止表現等)

第6条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(広告枠の売り払い)

第7条 広告枠は一括して広告代理店に売り払うものとする。

- 2 前項の売り払いに係る価格及び広告代理店は、指名競争入札により決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1月単位とする。

- 2 市長は、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。
- 3 前項の規定による申込み及び掲載は、第7条第1項により売り払われた期間内とする。

(広告代理店の業務)

第9条 第8条の規定により、市ホームページに広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、要綱、基準及び本要領その他市の指示に従い、次の業務を行うものとする。

- (1) 広告主の募集及び広告の掲載を行う。
- (2) 広告主は要綱第6条に規定する広告掲載申込書に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴うリンク先アドレス等掲載内容がわかる資料（以下「申込書等」という。）を添えて、広告代理店を通じて市長に提出する。
- (3) 広告掲載について承認を受けた広告を、期間に合わせて掲載開始および掲載終了の作業を行う。

(申込書等の提出及び広告掲載の承認等)

第10条 広告主は、広告代理店に要綱第6条各号に掲げる書類を添えて申込みを行うものとする。

- 2 広告代理店は、市長が指定する期日までに、広告主の申込書等を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により提出された申込書等を、必要に応じ要綱第15条の規定に基づき設置された審査会において審査し、結果を広告代理店に通知するものとする。また、市長は審査により、提出された申込書等の修正を、指示することができるものとする。
- 4 広告代理店は、申込書等の修正を指示されたときは、広告主と協議のうえ、市長が指定する期日までに申込書等を修正し、市長に提出するものとする。
- 5 広告代理店は、掲載の可否にかかわらず、広告掲載決定通知書を、広告主に送付するものとする。
- 6 広告代理店は、市長が指定する期日までに、完成した広告を市ホームページに掲載するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 広告代理店は、契約の期間内において、当該広告内容等を原則として1月単位で変更等を行うことができる。この場合、当該変更等の内容について、市の審査を受けるものとする。

2 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebページの内容等が各種法令等に違反している、又はこの要領等に抵触していると判明したときは、掲載期間中であっても広告代理店に対し広告内容等の変更を求めることができる。

3 前項の規定による広告内容の変更の求めに、広告代理店が応じない場合、広告掲載の中止をすることができる。この場合、広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告代理店が、申込書等を指定期日までに提出しなかったとき。
- (2) 広告代理店が、期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 広告代理店、広告主及び広告内容が要綱第3条の規定に該当することとなったとき。
- (4) その他市長が広告掲載に係る事業に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告代理店は、市長が指示する方法により、広告掲載料を納入するものとする。

2 広告代理店は、市長が指定する市ホームページの広告枠すべてが埋まらない場合であっても、前項の広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載期間中に、広告代理店及び広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できない時間が、連続して24時間を越えた場合は、当該掲載月の広告掲載料を日割り計算により得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を返還する。

(広告内容の責任)

第15条 広告代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。

附 則

1 この要領は、平成20年11月18日から施行する。